

《史料研究》

明治20年代における対外認識の変容

——小学校歴史教科書を素材として——

竹田 進吾

I

日本列島住民の対外認識は、対外行動と連動していると考えられる。また、その対外認識から自己認識を理解することもできるだろう。このような意味で、明治期における列島住民の対外認識の変遷は、極めて重要な研究課題である。本稿では、近代日本の国定期以前における小学校用日本史教科書のなかの「蒙古襲来」事象に注目することにより、対外認識の変遷を解明する。

川添昭二は『蒙古襲来研究史論』¹において、約500年間にわたる「蒙古襲来」に関する「研究」を整理して、問題点や研究課題を提示している。川添は、「蒙古襲来」の日本歴史全体にしめる意義について、次の二つの方向を示している。それは、東アジア史のなかの「蒙古襲来」という観点を含めた日本中世史研究としての「蒙古襲来」研究と、「蒙古襲来という空前の外寇が、それ以後の日本人の対外意識—国民思想形成にどのように作用したのか」という観点からの「蒙古襲来」研究である²。後者にあるように「蒙古襲来」認識は、現在に至るまで、列島住民の対外認識を理解するうえで極めて重要な歴史事象である。

列島住民の対外認識は、基本的には神国思想と密接な関連を持っている。この神国思想を特質とする対外認識は、「蒙古襲来」認識だけではなく、神功皇后伝説、豊臣秀吉の朝鮮侵略とも関係している。この三つの歴史事象のなかで、近代日本における「蒙古襲来」認識の独自の点は、受け身であり、「天皇を中心に日本国家の国民全員が団結して侵略者を撃退した」という物語に結実する点にあるだろう。

また「強いられた欧化」³という意識を背景として、近現代列島住民にとって「蒙古襲来」は、国家主義的な観点から対外危機の際に思い起こされる武断的成功例といえる。

¹ 雄山閣出版、1977年。

² 注1川添著書はしがき2頁。

³ 西川長夫『[増補]国境の越え方 国民国家論序説』（平凡社ライブラリー、2001年）139頁。

II

「蒙古襲来」事象のなかから、具体的には「元の対日外交のあり方」がどのように叙述されているかに注目する。「文永の役」以前における元の対日外交叙述に限定している。この叙述に関して、近代日本の小学校用日本史教科書を対象として、網羅的に原本調査して、その変遷を明らかにする。

対象とした小学校用日本史教科書は、現在の小学校6年制に相当する学年用に限定していない。たとえば、第二次小学校令（1890年）・「小学校教則大綱」（1891年）に準じた時期において、日本歴史は高等小学校2年制・3年制・4年制で必修科目であり、尋常小学校で随意科目であった。現在の小学校段階に相当する学年は、尋常小学校のほか、高等小学校第1・2年である。しかし、尋常小学校用、高等小学校第1・2年用に対象を限定していない。この時期の高等小学校第3学年用、第3・4学年用であっても、まとまった「蒙古襲来」叙述が存在すれば対象とした⁴。

「表1 元の対日外交のあり方（明治5～12）」、「表2 元の対日外交のあり方（明治13～23）」、「表3 元の対日外交のあり方（明治24～29）」、「表4 元の対日外交のあり方（明治30～35）」を参照して欲しい⁵。このように、分析の結果、大きく四つの時期に区分できた。

表1 元の対日外交のあり方（明治5～12）

事項	数	構成比
服属してこない場合の武力行使を示唆	1	8.3%
和親を名目として内心は併呑するつもり	2	16.6%
通好（通交）を求めてきたが、武力行使も示唆	3	25.0%
使者が来た	1	8.3%
好を通ぜんことを求む（「其ノ報ヲ得ンコトヲ求ム」も含む）	3	25.0%
外交叙述自体なし	2	16.6%
総数	12	100.0%

⁴ 第二次小学校令・「小学校教則大綱」に準じた時期の高等小学校第3学年用、第3・4学年用日本史教科書のなかには、第1・2学年で一度日本通史を終えていることから、第1・2学年用日本通史教科書で一度詳細に叙述した歴史事象は、簡略にしか叙述しないとしているものもある。

⁵ 構成比の小数点第2位以下は切り捨てた。

表2 元の対日外交のあり方（明治13～23）

事項	数	構成比
朝貢を促す、日本を併呑するつもり、服属しない場合の武力行使示唆	5	13.1%
「使聘」を促す	1	2.6%
通好（通交）を求めてきたが、武力行使も示唆	2	5.2%
通好（通交）等を求める	27	71.0%
使者が来た	3	7.8%
総数	38	100.0%

表3 元の対日外交のあり方（明治24～29）

事項	数	構成比
日本を属国に、従えようとしてといった言葉がある	16	37.2%
日本を属国に、従えようとしてといった言葉とともに、好（通好）を通ぜんことを求むといった言葉もある	9	20.9%
通好（通交）等を求める	16	37.2%
使者が来た	2	4.6%
総数	43	100.0%

表4 元の対日外交のあり方（明治30～35）

事項	数	構成比
日本を属国に、従えようとしてといった言葉がある	30	71.4%
日本を属国に、従えようとしてといった言葉とともに、好（通好）を通ぜんことを求むといった言葉もある	5	11.9%
好を通ぜんことを求む	1	2.3%
使者が来た	5	11.9%
外交叙述自体なし	1	2.3%
総数	42	100.0%

第一の時期は、1872年（明治5）から1879年（明治12）である。この時期は、元の対日外交をいまだ大勢としては明確に認識しない時期である。多様な叙述が併存している。第二の時期は、1880年（明治13）から1890年（明治23）である。この時期は、通好（通交）等を求めるという叙述が71パーセントを占めている。基本的に

元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述ではない時期である。第三の時期は、1891年（明治24）から1896年（明治29）である。この時期は、元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述と、そうでない叙述の併存する時期である。元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述に固定化していくうえでの過渡期といえる。第四の時期は、1897年（明治30）以降である。この時期は、基本的に元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述に固定化する時期である。日本を属国に、または従えようとしてといった言葉のある叙述が計83パーセント程度を占めている。そして、元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述は、国定期小学校用日本史教科書に継続する。

これらの事実から、1892年（明治25）前後を元の対日外交が初めから侵略的であったという叙述が大勢を占め始めるうえでの始期と、1897年（明治30）以降をその叙述が定着した時期と、それぞれ指摘できる。

III

それではこの変容の背景はどのように理解できるであろうか。表2・3・4のなかの検定期（1886年～）における分析対象の歴史教科書は、基本的に文部省検定済の供給本・検定合格本を使用している⁶。しかし、ある時期からすべての検定済教科書の「元の対日外交のあり方」が一つに固定化するということはない。このことから、1892年（明治25）前後からの変容の理由を、検定制度における文部省の修正指示に求めることはできない⁷。この対外認識は、文部省検定の指示によって変容したのではなく、列島社会の動向を受けて生成・展開したといえる。つまり1892年（明治25）前後の社会状況の動向に、各教科書執筆者の歴史認識が規定されて変容していったのである。

加藤秀俊は、1877年（明治10）・1888年（明治21）・1892年（明治25）における日本の新聞の外国人・外国文化記事を比較している⁸。ごく簡単なものだが、これによれば1877年（明治10）・1888年（明治21）・1892年（明治25）と時代が進むにつれて、外国をさまざまな国に分化して認識するようになっていく。またこの時期を通して、外国報道が中立的なものから、価値判断を含んだものに変容している。加藤は、教育勅語・軍人勅諭により天皇制国家の国家意識を民衆が持つようになるのと同時に、新聞により評価を含んだ海外情報が全国的に流通し、民衆は世界諸文化のなかの日本を確認するようになると指摘する⁹。

この加藤の指摘に対し李孝徳は、列島住民が国家意識、国民意識を持つようになる

⁶ 一部、検定申請本（見本本）も使用している。

⁷ 管見の限りではあるが、検定申請本に対する文部省検定調査時の付箋で、この件の修正を指示したものはない。

⁸ 加藤秀俊「明治二〇年代ナショナリズムとコミュニケーション」（坂田吉雄編『明治前半期のナショナリズム』未来社、1958年）。

⁹ 注8 加藤論文 335～342頁。

契機として、日清戦争を重視している¹⁰。「元の対日外交のあり方」にみられる対外認識の変容は、加藤が指摘した教育勅語・軍人勅諭による国家意識の注入、新聞による評価を含んだ海外情報の全国的な流通の影響とともに、国民的レベルでの日清戦争に対する予兆と、日清戦争体験の影響を受けていることも想定できる。ただし、表1～4の変遷が総合的に何を意味するかについては、今後の課題としたい。

〔研究で使用した小学校用日本史教科書一覧〕

『史略』皇国（1872年）、小林虎編『小学国史』卷之七（1873年4月稟准刊行）、南摩綱紀編『内国史略』亨 卷三（1872年3月官許、1874年9月再刻）、松浦果著『小学国史略』卷之下（1875年3月官許、同年5月刻成）、上羽勝衛著『日本史略』卷上（1875年3月31日官許、同年6月出版）、師範学校（木村正辞）編、那珂通高訂『日本略史』下卷（1876年9月稟准）、草葉廉著『国朝史略』卷三（1877年3月30日願、同年4月12日版權免許）、南摩綱紀原著・関、河村与一郎増補「頭書音訓増補内国史略卷之三」『増補内国史略』亨（1876年5月8日版權免許、1878年3月1日刻成）、近藤芳樹関、河井庫太郎編『小学日本史略』（1877年10月13日版權免許、1878年4月28日出版）、那珂梧楼・木原老谷関、川島樸坪編『古今紀要』亨 卷二（1879年1月版權所有）、田中義廉編『日本史略』卷四（1876年9月1日版權免許、1877年1月20日出版、1879年2月19日再刻御届（巻一奥付）、同年4月20日再版御届（巻五奥付）、福羽美静・重野安禪校関、伊地知貞馨編『小学日本史略』下卷（1879年3月18日版權免許）、笠間益三編、近藤瓶城訂正『新撰日本略史』卷二（1879年1月31日版權免許、1880年3月出版）、荒野文雄編『標注小学日本史略』卷之下（1880年5月26日版權免許、同年6月1日出版）、小林義則・笠間益三編『小学日本歴史』卷之上（1880年10月16日版權免許）、重野成斎関、川島樸坪編『校刻古今紀要』卷二（1878年12月9日版權所有、1881年6月11日校刻・分板）、藤井次郎編、景山信久校正『小学国史略』卷之二（1881年7月18日版權免許、同年7月出版）、笠間益三編『新編日本略史』卷之三（1878年1月12日版權免許、1880年8月21日再版御届、1881年8月出版）、笠間益三編『新刻小学日本略史』卷之二（1880年10月28日版權免許、1881年8月出版）、山名留三郎編『国史集要』卷中（1881年7月7日版權免許、同年10月5日開版）、棚谷元善編『校正国史攬要』卷之五（1876年9月21日版權免許、同年11月出版、1882年5月12日再版御届）、小中村清矩関、石村貞一編、木沢成肅訂正『小学日本歴史』卷之中（1881年7月14日版權免許、1882年5月出版）、大槻文彦著『日本小史』卷之中（1882年11月9日版權免許）、椿時中編『小学国史紀事本末』卷中（1882年5月29日版權免許、1883年7月17日分板御届）、近藤瓶城編『小学国史略』卷之二（1882年4月14日版權免許、1883年7月出版）、田中義廉編、高橋磯八郎校訂『改刻日本史略』卷四（1883年12月15日版權免許、1884年4月出版）、椿時中編『小学本邦歴史』卷之中（1884年1月24日版權免許、同年10月出版）、菊池三溪関、笠間益三編『小学日本史』卷之二（1884年6月17日版權免許、同年12月発行）、成斎・重野安禪関、樸坪・川島浩編『訂正古今紀要』卷二（1885年3月13日版權所有、同年3月24日刻成）、森孫一郎編、南摩綱紀・稻垣千穎校正『学校用日本史略』卷之二（1885年1月20日版權免許、同年

¹⁰ 李孝徳『表象空間の近代 明治「日本」のメディア編制』（新曜社、1996年）222～223頁。

5月30日出版)、杉浦重剛著『国史初歩』中巻(1885年8月10日版權免許、同年8月出版)、近藤真琴校閱、志賀次郎編『国史要略』巻之中(1884年6月13日版權免許、1885年9月30日出版、同年10月19日改題御届)、福羽美静・重野安繹校閱、伊地知貞馨著『増定小学日本史略』巻中(1879年3月18日版權免許、1886年2月6日第4版御届)、堤正勝編『皇朝史鑑』巻中(1885年11月11日版權免許、1886年2月出版)、三島毅編『小学日本史』巻二(1886年3月10日版權免許、同年3月出版)、近藤瓶城編『初学日本略史』(1886年4月24日版權免許、同年5月出版)、小幡篤次郎編『小学歴史』巻之二(1886年8月12日版權免許、同年9月出版、檢定申請本か)、小中村清矩校閱、石村貞一編、木沢成肅訂正『小学日本歴史』巻之中(1881年7月14日版權免許、1887年5月13日訂正再版御届、檢定合格本)、中原貞七編、湯木武比古校正『新撰国史』第二巻(1887年5月2日版權免許、同年5月出版、檢定申請本か)、大槻文彦著・校正『校正日本小史』巻之中(1887年5月25日再版御届、同年6月1日再版出版納本、供給本)、信夫繁編『国史概略』巻之一(1887年2月8日版權免許、同年8月18日訂正再版御届、檢定合格本)、蒲生重章編『訂正小学国史概要』巻二(1887年2月26日版權免許、同年10月6日訂正御届、檢定合格本)、鈴木弘恭編『小学日本歴史』巻之二(1887年3月16日版權免許、同年10月10日訂正再版御届、檢定合格本)、辻敬之・福地復一著『小学校用歴史』第二(1887年5月3日版權免許、同年12月28日訂正再版御届、檢定合格本)、阿部弘蔵編『学校用日本歴史』巻二(1887年9月15日版權免許、1888年4月2日訂正再版、檢定合格本)、藤本真著、依田百川校正『新撰小学歴史』巻中(1887年10月22日版權免許、1888年4月24日訂正出版、檢定合格本)、岡本監輔編『国史紀要』巻中(1885年5月14日版權免許、1887年1月20日訂正再版御届、同年6月26日讓受御届、1888年5月25日第3版発売、供給本)、棚橋一郎・谷勤校閱、楊春樹編『新撰日本歴史』巻之二(1888年7月2日訂正出版、供給本)、山県悌三郎著『小学校用日本歴史』巻之中(1887年10月25日版權免許、1888年7月24日訂正再版、檢定合格本)、新保磐次著『小学日本史』第三(1889年2月25日訂正再版、檢定合格本)、田中登作編『日本歴史大要』第一巻(1891年2月9日訂正再版、檢定合格本)、神谷由道編、文部省総務局図書課校定『高等小学歴史』巻之二(1891年5月30日出版)、金港堂編輯所編『小学日本史略』第一(1891年6月14日訂正三版発行、檢定合格本)、岡村増太郎著『尋常小学校用日本歴史』上巻(1891年7月12日訂正再版、檢定合格本)、小幡篤次郎著『小学歴史階梯』(1891年8月18日再版出版、檢定合格本)、松本貢・朝夷六郎編『尋常小学日本小歴史』(1891年11月10日訂正出版、檢定合格本)、生田目経徳編『尋常科用日本歴史』巻二(1892年2月12日訂正再版、檢定合格本)、今泉定介著『初等日本歴史』下の巻(1892年2月21日出版、檢定申請本か)、金港堂編輯所編『小学史談』(1892年4月23日訂正3版発行、檢定合格本)、栗田寛校閱、増田于信著『高等小学日本歴史』第二巻(1892年5月16日出版、檢定申請本か)、重野安繹監修、萩野由之編『小学国史眼』巻中(1892年5月17日出版、檢定申請本か)、松本愛重編『尋常小学日本歴史談』(1892年5月18日出版、檢定申請本か)、大村芳樹編『新定日本歴史』巻之二(1892年9月22日出版、檢定申請本か)、笹本怨編『後科小学帝国史』上の巻(1893年5月7日訂正発行、檢定申請本か)、山県悌三郎著『帝国小史』甲号 巻之二(1893年8月31日発行、檢定合格本)、黒木安雄編『小学校用日本史談』甲種 巻之上(1893年9月2日訂正再版発行、供給本)、黒木安雄編『小学校用日本史談』乙種 巻之上(1893年9月2日訂正再版発行、檢定合格本)、伊沢修二校閱、教育学館編『小学日本歴史』上巻(1893年9月2日発行、檢定合格本)、田中登作編『高等小学古今事歴大要』第一巻(1893年9月6日訂正再版発行、供

給本)、田中登作編『高等小学古今事歴』第一卷(1893年9月6日訂正再版発行、検定合格本)、太田百祥編『小学帝国史談』上の巻(1893年9月21日訂正再版発行、検定申請本か)、岡村増太郎著『高等小学新歴史』上巻一 第一学年用(1893年10月12日発行、検定申請本か)、育英舎編?、井上頼国校正『小学日本歴史初歩』巻上(1893年12月18日訂正再版発行、検定合格本)、金港堂書籍会社編輯所編『小学校用日本歴史』前編 第二巻(1894年1月3日訂正再版発行、供給本)、育英舎編?、井上頼国校正『小学日本歴史』巻上(1894年1月7日訂正再版発行、検定合格本)、副島種臣閱、東久世通禧著『小学国史談』第二巻(1894年1月7日訂正再版発行、供給本)、天野為之編『日本小歴史初歩』下巻(1894年1月15日3版発行、検定合格本)、天野為之編『日本小歴史』下巻(1894年1月15日訂正3版発行、供給本)、森孫一郎著『高等小学日本歴史』巻一(1894年1月22日訂正再版発行、検定合格本)、大村芳樹編『新定日本歴史』後二年用 巻之二(1894年1月27日訂正発行、検定合格本)、教育評論社編『初学史談』(1894年1月27日訂正発行、検定合格本)、松本貢編『本朝史要』甲種 巻之一(1894年2月17日発行、検定申請本か)、副島種臣閱、東久世通禧著『高等小学国史』第二巻(1894年3月5日訂正再版発行、検定合格本)、鳥山讓編『新日本小史』巻之下(1894年3月15日発行、検定申請本か)、森孫一郎著『高等小学日本歴史』巻三(1894年4月20日訂正再版発行、検定合格本)、岡村増太郎著『小学校用日本歴史』上巻(1894年5月18日改題発行、供給本か)、郡保宗編『高等小学日本史』甲種 二之巻(1894年7月7日発行、検定申請本か)、斎藤斐章編、教育学館校定『新体日本歴史初歩』上巻(1894年10月18日訂正発行、検定合格本)、金港堂書籍株式会社編輯所編『小学日本歴史』前編 第二巻(1894年12月22日発行、検定合格本)、郡保宗編『高等小学日本史』乙種 二之巻(1895年2月21日発行、供給本)、副島種臣閱、東久世通禧著『小学国史』巻二(1896年2月28日訂正5版、供給本)、副島種臣閱、東久世通禧著『小学国史』巻三(1896年2月28日訂正5版、供給本)、斎藤斐章編、教育学館校定『新体日本歴史初歩』下巻(1896年8月9日訂正発行、検定合格本)、山県悌三郎著『新撰帝国小史』第一二学年用 巻二(1897年3月21日訂正再版発行、検定合格本)、山県悌三郎著『新撰帝国小史』第三四学年用 巻二(1897年3月21日訂正再版発行、検定合格本)、山県悌三郎著『新撰帝国小史』第三学年用(1897年3月21日訂正再版発行、検定合格本)、学海指針社編『新撰帝国史談』前編 巻二(1899年2月7日訂正再版発行、供給本)、小林弘貞著『新撰日本小史』第一二学年用 巻下(1899年7月4日発行、検定申請本か)、小林弘貞著『新撰日本小史』第三学年用(1899年7月4日発行、検定申請本か)、小林弘貞著『新撰日本小史』第三四学年用 巻上(1899年7月4日発行、検定申請本か)、普及舎編輯所編『小学国史』巻二(1900年12月24日訂正再版発行、供給本)、前橋孝義著『単級用書日本歴史』高等小学一二年用 一号(1900年12月26日訂正4版発行、供給本)、前橋孝義著『単級用書日本歴史』高等小学一二年用 二号(1900年12月26日訂正4版発行、供給本)、前橋孝義著『日本歴史』乙号 下巻(1900年12月26日訂正再版発行、供給本)、前橋孝義著『日本歴史』甲号 中巻(1900年12月26日訂正再版発行、供給本)、前橋孝義著『日本歴史』別号(1900年12月26日訂正再版発行、供給本)、新保磐次著『小学内国史』甲種 巻二(1901年1月12日訂正再版発行、供給本)、文学社編輯所編『小学新歴史』巻二(1901年6月16日訂正再版発行、検定合格本)、副島種臣閱、東久世通禧著『小学国史』修業二箇年用 二(1901年7月24日訂正再版発行、検定合格本)、副島種臣閱、東久世通禧著『小学国史』二(1901年7月24日訂正再版発行、検定合格本)、金港堂書籍株式会社編『修正小学日本歴史』甲種 巻二(1901年8月20日修正3版發

行、検定合格本)、金港堂書籍株式会社編『修正小学日本歴史』乙種 卷二 (1901年8月20日修正3版発行、検定合格本)、金港堂書籍株式会社編『小学校用修正日本歴史』甲種 卷二 (1901年8月20日修正4版発行、検定合格本)、金港堂書籍株式会社編『小学校用修正日本歴史』乙種 卷二 (1901年8月20日修正4版発行、検定合格本)、『小学日本国史』修業二箇年学校用 卷上 (1901年10月7日訂正再版発行、検定合格本)、『小学日本国史』卷二 (1901年10月7日訂正再版発行、検定合格本)、山県悌三郎著『修正新撰帝国小史』二年課程学校用 卷二 (1901年10月13日訂正再版発行、検定申請本か)、新保磐次著『修正小学内国小史』甲種 卷二 (1901年11月10日修正4版発行、検定合格本)、新保磐次著『修正小学内国小史』乙種 卷二 (1901年11月10日修正4版発行、検定合格本)、中根淑著『修正小学日本国史』甲種 卷二 (1901年11月12日修正4版発行、検定合格本)、中根淑著『修正小学日本国史』乙種 卷二 (1901年11月12日修正4版発行、検定合格本)、学海指針社編『修正新撰帝国史談』二箇年用 卷上 (1901年11月27日修正4版発行、検定合格本)、学海指針社編『修正新撰帝国史談』四箇年用 卷二 (1901年11月27日修正4版発行、検定合格本)、山県悌三郎著『修正新撰帝国小史』二年課程学校用 卷二 (1901年12月16日訂正再版発行、検定合格本か)、山県悌三郎著『修正新撰帝国小史』卷二 (1901年12月13日訂正再版発行、1901年12月27日文部省検定済、供給本)、帝国書籍株式会社編輯所編『歴史教科書』甲種 卷二 (1902年1月31日発行、検定申請本か)、帝国書籍株式会社編輯所編『歴史教科書』乙種 卷下 (1902年1月31日発行、検定申請本か)、右文館編輯所編『高等小学日本歴史大要』甲種 卷二 (1901年1月1日訂正再版発行、1902年7月22日譲受登録済、供給本)、阪上半七著『小学日本国史』卷上 (1902年10月19日訂正再版発行、検定合格本)、阪上半七著『小学日本国史』卷二 (1902年10月19日訂正再版発行、検定合格本)、普及舎編輯所編『小学国史』卷二 (1902年10月24日訂正4版発行、検定申請本か)、国光社編輯所著『新選小学国史』二 (1902年11月26日発行、検定申請本か)、国光社編輯所著『新選小学国史』修業二箇年用 二 (1902年11月28日発行、検定申請本か)、文学社編輯所編『小学歴史教科書』二年課程用 卷二 (1902年12月7日訂正再版発行、検定合格本)、文学社編輯所編『小学歴史教科書』卷二 (1902年12月7日訂正再版発行、検定合格本)

(注) この一覧における検定申請本とは、見本本も含めた用語である。必ずしも実際の文部省検定時において調査に使用された教科書原本を意味しない。

〔付記〕教科書調査に関する詳細は省略するが、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館、東書文庫を利用した。両機関の関係者に感謝申し上げる。